令和7年3月3日開会令和7年3月日閉会

令和7年第1回八百津町議会(定例会)議案

令和7年第1回八百津町議会定例会議事日程表 令和7年3月3日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員	員の指名	
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第 1 号	八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正	
		する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第5	議案第 2 号	八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部	
		を改正する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第6	議案第 3 号	八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条	
		例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第7	議案第 4 号	八百津町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に	
		ついて	18
日程第8	議案第 5 号	八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例につ	
		<i>いて</i>	23
日程第9	議案第 6 号	八百津町明日のまちづくり基金条例の一部を改正する	
		条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
日程第10	議案第 7 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の	
		利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴	
		う関係条例の整理に関する条例について ・・・・・・・・・・・	27
日程第11	議案第 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の	
		整理に関する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
日程第12	議案第 9 号	八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例	
		の一部を改正する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
日程第13	議案第10号	八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基	
		準を定める条例の一部を改正する条例について ・・・・	34
日程第14	議案第11号	八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業	
		の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条	
		例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
日程第15	議案第12号	八百津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備	
		及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する	
		条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
日程第16	議案第13号	八百津町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改	

		正する	条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
日程第17	議案第14号	八百津	即消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す	
		る条例	について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
日程第18	議案第15号	八百津	町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関	
		する条	例の一部を改正する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
日程第19	議案第16号	八百津	即水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及	
		び資格	基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する	
		条例の	ー部を改正する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
日程第20	議案第17号	令和6	年度八百津町一般会計補正予算(第8号)	別冊
日程第21	議案第18号	令和6	年度八百津町介護保険特別会計補正予算(第4	号)
		• • • • •		別冊
日程第22	議案第19号	令和7	年度八百津町一般会計予算	別冊
日程第23	議案第20号	令和7	年度八百津町国民健康保険特別会計予算 · · !	別冊
日程第24	議案第21号	令和7	年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
日程第25	議案第22号	令和7	年度八百津町介護保険特別会計予算 · · · · ·	別冊
日程第26	議案第23号	令和7	年度八百津町水道事業会計予算 · · · · · · · ·	別冊
日程第27	議案第24号	令和7	年度八百津町下水道事業会計予算 · · · · · · ·	別冊
日程第28	議案第25号	八百津	町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定	
		につい	T	54
日程第29	議案第26号	町道の	路線認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
日程第30	議員提出議案第	31号	八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例	
			について	57
日程第31	議員提出議案第	52号	八百津町議会会議規則の一部を改正する規則に	
			ついて	60
日程第32	議員提出議案第	3号	八百津町議会会議規則に係る情報通信技術の活	
			用に関する規程の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67

議案第1号

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め る。

令和7年3月3日提出

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の育児休業等に関する条例(平成4年八百津町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年 法律第76号)の一部改正に伴い、引用する法令条項にずれが生じることによる条例の 整備を行うため、条例の一部を改正する。

議案第2号

八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり 定める。

令和7年3月3日提出

八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年八百津町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に 改め、同条第4項中「とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のあ る職員が、町の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第16条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日 から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにする ため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始 日とする改正後の八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の 規定による請求 (3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行う ものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、町の規則の定めるところ により、当該請求を行うことができる。

(提案説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年 法律第76号)の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第3号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和7年3月3日提出

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の給与に関する条例(昭和30年八百津町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養 手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

行政職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区	号級	給料						
分	ク脳	月額						

定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
前	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
再	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
任	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
短時	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
間	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
勤	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
務	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
職	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
員	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
以	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
外	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
(T)	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
職	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
員	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200

30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	289,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
. '	'	ľ	'	ľ	'	ľ	'	

60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				

90	257,200	298,300	347,400
91	257,500	298,600	347,800
92	257,800	299,000	348,200
93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200
96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200
109		303,800	354,700
110		304,200	
111		304,600	
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
		,	

	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定		基準給						
年		料月額						
前		円	円	円	円	円	円	円
再								
任								
用								
短								
時		102 000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	262 700
間		192,000	219,500	200,000	219,100	294,900	320,000	362,700
勤								
務								
職								
員								

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において八百津町職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるもの をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるも のをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めると ころにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の八百津町職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。(委任)
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

ID 9.44	新号給								
旧号給	3級	4級	5 級	6級	7級				
1	1	1	1	1	1				
2	1	1	1	1	1				
3	1	1	1	1	1				
4	1	1	1	1	1				
5	1	1	1	1	1				
6	2	1	1	1	1				
7	3	1	1	1	1				
8	4	1	1	1	1				
9	5	1	1	1	1				
10	6	2	2	1	1				
11	7	3	3	1	1				
12	8	4	4	1	1				
13	9	5	5	1	1				
14	10	6	6	2	1				
15	11	7	7	3	1				
16	12	8	8	4	1				
17	13	9	9	5	1				

18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
·			•	•	

50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	

82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町一般職職員の給与改定、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大を行うため、条例の一部を改正する。

議案第4号

八百津町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について 八百津町職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり定める。 令和7年3月3日提出

八百津町職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基 づき、職員の配偶者同行休業(同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同 じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認める ときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、 配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間と する。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

- 第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。
 - (1) 外国での勤務
 - (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において 行うもの
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

- 第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き 続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲 内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶 者同行休業の期間の延長を申請することができる。
- 2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。 (配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)
- 第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の 延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号 の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の 請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とす る。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
 - (2) 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第 65条第1項又は第2項の規定により就業しなくなったこと。
 - (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

- 第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を 任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

- 第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。
 - (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

- 第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、 同項の規定にかかわらず、任命権者は、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和36年岐阜県市町村職員

退職手当組合条例第3号)第8条の4第1項及び第9条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第8条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例 第9条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数 (地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由に より現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とある のは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案説明)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

議案第5号

八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例について 八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和7年3月3日提出

八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例

八百津町附属機関設置条例(令和5年八百津町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表町長の部八百津町総合戦略会議の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案説明)

第3期八百津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、第6次八百津町総合計画へ統合 したことに伴い、町の附属機関である八百津町総合戦略会議も八百津町総合計画審議会 へ統合するため、条例の一部を改正する。

議案第6号

八百津町明日のまちづくり基金条例の一部を改正する条例について 八百津町明日のまちづくり基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和7年3月3日提出

八百津町明日のまちづくり基金条例の一部を改正する条例

八百津町明日のまちづくり基金条例(平成8年八百津町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「「ひとと自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」」を「八百津町総合計画に掲げる将来像」に、「のための資金を積み立てる」を「を実現する」に改める。

第4条中「次条各号に掲げるまちづくりに要する」を「第1条の目的を達成するために 必要な」に改める。

第5条中「次の各号に掲げるまちづくりのため」を「第1条の目的を達成するために必要な経費」に改め、同条各号を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

八百津町総合計画の文言が条文に引用されているため、総合計画の見直し、策定に伴い、条文の改正の必要がないよう条例の一部を改正する。

議案第7号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改 正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八百津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年八百津町条例第15号) の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八百 津町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(八百津町税条例の一部改正)

第3条 八百津町税条例(昭和43年八百津町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第28条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第42条の6第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第71条第2項第2号及び第142条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第 2条第16項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和 6年法律第46号)の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)について、条項にずれが生じること による関係条例の整理を行うため、条例の一部を改正する。

議案第8号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八百津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年八百津町条例第15号) の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八百津町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町職員の給与に関する条例(昭和30年八百津町条例第21号)の一部 を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号、第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八百津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 八百津町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年八百津町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年八百津町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八百津町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第5条 八百津町農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成11年八百津町条例 第13号)の一部を次のように改正する。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例による こととされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の 例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一 部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項に

おいて「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(八百津町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の八百津町職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案説明)

懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う。

議案第9号

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(令和2年八百津町条例第4号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第6条中「午後6時」を「午後6時30分」に改める。 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

放課後児童クラブの利用に係る利用時間の改正を行うことから、条例の一部を改正する。

議案第10号

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八百津町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるも のをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」と改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及 び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための 措置が講じられていること。
- (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために 必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。 第6条中第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分 担及び責任の所在が明確化されていること。

- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第7号)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第11号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年八百津町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のとおり改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるも のをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担 及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための 措置が講じられていること。
- (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のため に必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認 めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育 事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業 者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをい う。

附則第5条中「5年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第7号)の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第12号

八百津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

八百津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成25年八百津町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生 労働省令第34号)の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第13号

八百津町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について 八百津町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め る。

令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

八百津町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

八百津町空き家等の適正管理に関する条例(平成25年八百津町条例第5号)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八百津町空家等の適正管理に関する条例

第1条中「空き家」を「空家」に、「ことにより」を「とともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

第3条中「当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理し」を「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努め」に改める。

第4条中「空き家等が危険な」を「空家等が適正な管理が行われていない」に、「当該 危険な状態」を「当該空家等」に改める。

第5条第1項中「必要に応じ、空き家等の有無を調査するものとする」を「前条の規定による情報提供があったとき、又は、適正な管理が行われていないおそれがある空家等を発見したときは、当該空家等の状態及び所有者等の把握に必要な調査を行うことができる」に改め、同条第2項を削る。

第6条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。

第8条を削る。

第7条の見出しを「(特定空家等の所有者等に対する助言、指導及び勧告)」に改め、同条中「空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等」を「特定空家等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理不全空家等の所有者等に対する措置)

- 第7条 町長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第6条に規定する基本指針(所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。
- 2 町長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導した者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができる。
 - 第9条中「前2条」を「前条」に改める。
 - 第10条中「第8条」を「所有者等が正当な理由なく、第8条第2項」に改める。
- 第11条各号列記以外の部分中「空き家」を「空家」に、「第10条」を「前条」に改め、同条第2号中「空き家」を「空家」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定により代執行を行ったときは、これに要した費用を空家等の所 有者等に請求することができる。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(緊急安全措置)

- 第13条 町長は、特定空家等又は管理不全空家等の倒壊等による人の生命、身体又は 財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められるときは、当該危険を回避す るために必要な最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 町長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行に伴い、管理不全空家等に関する規定が新設されたことを受け、条例においても管理不全空家等に対する指導・勧告を新たに規定するほかその他所要の改正を行うため、本条例を改正する。

議案第14号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和7年3月3日提出

八百津町長 金子 政 則

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八百津町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年八百津町条例第10号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

rth/ar	勤務年数						
階級	10年未満	10年以上20年未満	20年以上				
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円				
分団長及び副分団長	11,300円	12, 100円	12,900円				
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円				

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八百津町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八百津町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号) の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第15号

八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する 条例について

八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する 条例

八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年八百津町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

- 1000 1100 1200	上ノマが行うの						
階級	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
班長							
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用 し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案説明)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)の施行に伴い、条例の一部を改正する。

議案第16号

八百津町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理 者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

八百津町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

八百津町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年八百津町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)」に改め、「経験を有する者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加える。

第3条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加える。

第3条第3号中「専門職大学の前期課程」の次に「(以下「専門職大学前期課程」という。)」を、「による専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を加え、「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を「専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加える。

第3条第8号中「二」を「2」に、「水道に関する」を「水道等に関する」に改め、「経験を有する者」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とする。

第3条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とする。

第3条第6号中「1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上

水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第8号とする。

第3条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(5年以上 水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を 同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、

「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第4号」を 「同項第5号」に改める。

第4条第4号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者」を「専門職大学前期課程にあっては、修了した者」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改める。

第4条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。」を「専門職大学前期課程にあっては、修了した者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る 1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者

附則第2項中「二」を「2」に改め、「第3条の規定による改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第25号

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。 令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

(提案説明)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出する。

様式3

総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県八百津町潮南辺地 (辺地の人口430人 面積27.0 K㎡)

1 辺地の概況

(1)辺地を構成する町又は字の名称

潮見、南戸

(2)地域の中心の位置

八百津町潮見字南道渡237番地8

(3) 辺地度点数

170点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、八百津町東部の海抜600m前後の連峰に位置する。集落は、峯から山腹にかけて散在しており、地形的な辺地性が著しい。そのため、集落間や町の中心となる八百津へ繋がる道路整備は辺地性の解消に必要不可欠であり、下記事業を計画する。

3 公共的施設の整備計画 令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位 千円)

	区分		事業費	財 源	一般財源のう	
事業主体名施設名				特定財源	一般財源	ち辺地対策事 業債の予定額
道路	岐阜県	(25, 000)		25, 000	25, 000
		()			
		()			
		()			
		()			
合	計	(25, 000)		25, 000	25, 000

(注) ()は複数の辺地または辺地以外との関連事業の全体事業費

議案第26号

町道の路線認定について 町道の路線を次のとおり認定する。 令和7年3月3日提出

八百津町長 金子政則

1 認定する路線

整理	路線名			起		ار	点		重要な
番号	始 称名	終				ار	経過地		
	土出→日始	上吉田	字	中嵩西田	1434	番	6	地先から	
1114	中嵩三号線	上吉田	字	中嵩上濱射場	1700	番	1	地先まで	

(提案説明)

整理番号1114は、既に道路として利用している土地の路線の認定のため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

議員提出議案第1号

八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条第1項及び八百津町議会会議規則(昭和38年八百津町議会規則第3号) 第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日提出

提出者 八百津町議会議員 赤 塚 孝 博 賛成者 同 長谷川 泰 幸 同 同 加 藤 良 治 同 同 林 俊 宏

八百津町議会

議 長 安藤峰 行 様

八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例

八百津町議会委員会条例(昭和41年八百津町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下、「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第5条第4項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項 を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に 行うことができる。

第11条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合」を「委員について、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとき」に改め、「オンライン」の次に「による方法」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に 参集することが困難である場合

第11条の2第2項中「オンラインで」を「オンラインによる方法によって」に改め、 同条第4項中「オンライン」の次に「による方法」を加える。

第12条中「第14条」の次に「(委員長及び委員の除斥)」を加える。

第14条第2項中「第11条の2」の次に「(委員会開会の特例)」を、「オンライン」 の次に「による方法」を加える。

第16条に次の1項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会 に諮って決める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。

以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条(代理人又は文書等による意見の陳述)において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第24条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第25条の2第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第26条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第27条中「昭和38年」の次に「八百津町議会」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴う標準町村議会委員会条例の一部の改正に鑑み、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直し等を行うため、条例の一部を改正する。

議員提出議案第2号

八百津町議会会議規則の一部を改正する規則について

八百津町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法(昭和22年法律第67号) 第112条第1項及び八百津町議会会議規則(昭和38年八百津町議会規則第3号)第1 4条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日提出

提出者	八百津町議会議員	赤	塚	孝	博
賛成者	同	長名	川名	泰	幸
同	同	加	藤	良	治
同	同	林		俊	宏

八百津町議会

議 長 安藤峰行 様

令和7年八百津町議会規則第 号

八百津町議会会議規則の一部を改正する規則

八百津町議会会議規則(昭和38年八百津町議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第96条」を「第96条の2」に、

「第14章 会議録(第112条~第114条)

第15章 全員協議会(第115条)

第16章 議員の派遣(第116条)

第17章 補則(第117条)

ーを

「第14章 公聴会(第112条~第117条)

第15章 参考人(第118条)

第16章 会議録(第119条~第121条)

第17章 全員協議会(第122条)

第18章 議員の派遣(第123条)

第19章 補則(第124条~第126条) 」に

改める。

第9条第2項中「ときは」を「場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を 第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特 に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第10条を次のように改める。

(休会)

第10条 町の休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

第13条中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」を「法」 に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(秘密会の動議)

第17条の2 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

第31条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議) 第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。
 - 第58条に次の2項を加える。
- 3 質問の順序は、議長が定める。
- 4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、 若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。
- 第69条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)第3項」に改める。
 - 第81条中「(開票及び投票の効力)」の次に、「第1項から第3項まで」を加える。
 - 第85条中第4項を削る。
 - 第85条の次に次の1条を加える。

(請願の紹介の取消し)

- 第85条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後に おいては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、 議長の許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。 第89条中「意見を付け、議会」を「議長」に改め、第2項を第3項とし、第1項の次 に次の1項を加える。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
 - 第96条の次に次の1条を加える。

(資格決定の通知)

- 第96条の2 法第127条(失職及び資格決定)第3項の規定により準用される法第 118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)第6項の規定による決 定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。
 - 第98条第2項中「第103条」の次に「(新聞等の閲読禁止)」を加える。
 - 第99条を次のように改める。

(携帯品)

第99条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはなら

ない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長 にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

- 第106条第2項中「翌日まで」を「日から起算して3日以内」に改める。
- 第107条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

- 第107条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一 身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をし て代わって弁明させることができる。
 - 第111条の見出し中「宣言」を「宣告」に改める。
 - 第17章中第117条を第126条とし、同条の前に、次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第124条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条 (日程の作成及び配布)、第86条(請願文書表の作成及び配布)第1項、第87条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべ

き電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の 規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において 「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を 使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定 にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって 代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第125条 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第81条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則 の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の 規定を適用する。
 - 第17章を第19章とする。
 - 第116条を第123条とする。

- 第16章を第18章とする。
- 第115条を第122条とする。
- 第15章を第17章とする。
- 第114条を第121条とし、第113条を第120条とし、第112条を第119 条とする。
 - 第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

- 第112条 議会が、法第115条の2(公聴会及び参考人)第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第113条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由 及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第114条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、 一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

- 第115条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、 発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第116条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第117条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

- 第118条 議会が、法第115条の2(公聴会及び参考人)第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案 件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第115条(公述人の発言)、第116条(議員と公述人の質疑) 及び第117条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴う標準町村議会会議規則の一部の改正に鑑み、議会に係る手続についてオンライン化に対応した改正を行うとともに、標準町村議会会議規則の内容及び現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、規則の一部を改正する。

議員提出議案第3号

八百津町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について 八百津町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第112条第1項及び八百津町議会会議規則(昭和38年八百津町 議会規則第3号)第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日提出

提出者	八百津町議会議員	赤	塚	孝	博
賛成者	同	長名	川名	泰	幸
同	同	加	藤	良	治
同	同	林		俊	宏

八百津町議会

議 長 安藤峰行 様

令和7年八百津町議会訓令甲第 号

八百津町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 (趣旨)

第1条 この規程は、八百津町議会会議規則(昭和38年八百津町議会規則第3号。以下「会議規則」という。)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。
- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第 1項に規定する電子署名
 - イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他 政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営する ものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
 - ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明 することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は 行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名
 - (2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(会議規則第124条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)において識別できるものに限る。)であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第12条の2第1項及び第3項の 規定に基づき登記官が作成したもの
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成 したもの
 - ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第124条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

- 第4条 会議規則第124条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。
- 2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認する ために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第124条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第124条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

- 第7条 会議規則第124条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号 に掲げるいずれかの方式とする。
 - (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議 長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第124条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録 に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第124条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第124条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。)に係るものにあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

- 第11条 会議規則第124条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
 - (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第125条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項(同法第127条 第3項の規定により準用される場合を含む。)、第123条第4項及び第137条の 規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5 条から第11条までの規定を準用する。 2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第124条及び第125条の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第124条及び第125条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(提案説明)

八百津町議会会議規則(昭和38年規則第3号)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるため、本規程を制定する。